

平成 29 年 4 月 8 日配布
制定 平成 21 年 4 月 12 日
改正 令和 5 年 9 月 10 日
改正 令和 7 年 8 月 24 日

丸亀市土地改良区垂水支部役員等の報酬及び費用
弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この支部の役員及び運営委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償については、この規程の定めるところによる。尚、平成 28 年度垂水土地改良区通常総代会（平成 28 年 8 月 28 日開催）で可決承認された議案を準用する。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬（年間）は次のとおりとする。

区分	報酬額（年間）
支 部 長	120,000 円
副 支 部 長	50,000 円
会 計	80,000 円
庶 務	40,000 円
監 事	20,000 円
運 営 委 員	3,000 円

※兼務の場合は一方のみの報酬

(役員等の費用弁償)

第3条 役員等が会議等の招集に応じ出席した場合は、1回につき 2,000 円を弁償することができる。

(交通費・慶弔見舞金)

第4条 役員等の活動に伴う交通費・駐車料及び慶弔見舞金の支払いについて

(1) 交通費等

交通費	1回 1人当たり 1,000 円
車輌の駐車料	実費

※垂水支部の業務のために会合等に参加した場合の車輌の燃料代

・駐車料として適用（但し区内で開催する理事会・監事會等は除く）

(2) 慶弔見舞金

慶弔見舞金	(対象)全運営委員及び同居の 1 親等以内
3,000 円/件	の者が死去した場合のお悔み

(支払及び時期)

第5条 慶弔見舞金以外については年度末に一括して各人の JA 口座に振り込むこととする。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 5 年 9 月 10 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は令和 7 年 8 月 24 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。